公　　示　　日：2026 年 6 月 24 日（水）
調達管理番号：26a00352
国　　名：ベトナム
担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム
調 達 件 名：ベトナム国ホーチミン市地盤沈下対策推進プロジェクト詳細計画策定調査（地盤沈下モニタリング・対策／上水道計画）
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１）担当業務　：地盤沈下モニタリング・対策／上水道計画
（２）格　付　　：3 号
（３）業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2026 年 8 月上旬から 2026 年 12 月下旬
（２）業務人月：1.50
（３）業務日数：

第 1 回 準備業務	第 1 回現地 業務	第 1 回整理・ 第 2 回準備業務	第 2 回 現地業務	第 2 回 整理業務
4 日	17 日	5 日	10 日	３日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）見積書提出部数：1 部
（３）提出期限：2026 年 7 月 8 日（水）（12 時まで）
（４）提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向

け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

✧ 評価結果の通知：2026 年 7 月 17 日(金)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針　16 点

② 業務実施上のバックアップ体制　4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験　40 点

② 対象国・地域での業務経験　8 点

③ 語学力　16 点

④ その他学位、資格等　16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	地盤沈下・地下水モニタリング及び管理に係る各種調査 （上水道に係る各種調査経験を持っていることが望ましい）
対象国及び類似地域	ベトナム及び東南アジア

語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム政府は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実施に関する国家行動計画」（2017 年 5 月 10 日付の首相決定第 622/QD-TTg 号）において、持続可能な開発を国の発展の基軸とし、経済・社会・環境の調和、気候変動対応、国防と国家主権の確保を重視している。また、「One Strategic Framework for Sustainable Development 2022-2026」では、包括的な社会開発、気候変動への対応と防災対策及びレジリエンスの強化及び環境の持続可能性の確保、経済活動の転換による平等な繁栄の実現、ガバナンス強化と公正性へのアクセス強化の 4 点を重点分野に設定している。さらに、ベトナム政府は「社会経済開発 10 カ年戦略 2021～2030 年（SEDS)」及び「社会経済開発 5 カ年計画 2026～2030 年（SEDP)」において、国家の迅速かつ持続可能な発展に向けて、環境保全、気候変動対策を推進し、資源の効率的な管理と利用を図ることを主要課題のひとつとして掲げている。

ホーチミン市は、ベトナム最大の都市であり、同国の経済活動の中枢を担っている。同市は著しい経済成長と都市化を遂げており、人口は 2009 年の約 750 万人から 2024 年には約 950 万人（ベトナム統計総局、2024 年）へと増加し、この 15 年間の年平均増加率は約 1.6%に達した(国勢調査)。同市の域内総生産(GRDP)の成長率は約 8.3%を記録している。

ホーチミン市は、市域の約半分が標高 1.0m 未満の低平地で構成されている中、近年の急速な都市化及び人口集中に伴い、水需要が増大し、地下水の過剰揚水などを要因とする地盤沈下が深刻化している。ベトナム南部水資源計画調査局（Division for Water Resources Planning and Investigation for the South of Vietnam、DWRPIS）の報告によれば、2005 年から 2017 年にかけて、市全体で平均して年間約 2cm の地盤沈下が発生しており、特に深刻な地域では最大で年間約 6cm に達し、局所的には最大約 81cm の沈下量となっている。ホーチミン市では、このような地盤沈下の進行と気候変動による降雨強度の増大や海面上昇

の影響があいまって、洪水・浸水リスクが増大しており、地盤沈下に伴う建築物及び社会インフラの亀裂・損傷といった多岐にわたる問題が発生している。

地下水の過剰採取による地盤沈下リスクを踏まえ、ベトナム政府は水資源法（2023 年）を制定し、表流水と地下水の一体的管理及び過剰取水の防止を重視している。さらに、2024 年には政府政令第 53/2024/ND-CP 号が施行され、ホーチミン市では地下水開発の禁止・制限区域を定める決定（3225/QD-UBND 号、3458/QD-UBND 号）が採択された。一方、ホーチミン市においては、ホーチミン市水道総公社（SAWACO）が水道事業を運営しているが、水需要の急増による給水能力の不足や低水圧などの様々な問題を抱えており、地下水利用の法的な強制力や罰則規定がないため、未だ継続的に地下水を利用している住民や企業等が多数存在するなど、現時点では十分に効果を発揮していない。今後、地盤沈下がさらに進行することが懸念されることから、地下水資源の過剰利用に起因する水資源管理の実効性向上や持続的な水利用への転換を図りつつ、早急かつ包括的な対策の実施が不可欠である。適切な対策を講じることにより、限られた財政資源を有効に活用しつつ、地盤沈下の抑制が可能となる。

上記の状況を踏まえ、ベトナム政府は「ホーチミン市地盤沈下対策推進プロジェクト」（以下、「本事業」という。）を要請した。本事業は、ホーチミン市農業環境局（DAE）を中心に多くの関係機関を対象に、同市における地盤沈下対策アクションプランの策定と地盤沈下を緩和するための連携体制の構築・機能化などを通して、もって同市における地盤沈下対策の立案及び実施に関する能力の強化に寄与するものである。

本詳細計画策定調査では、第 1 回現地調査において、関係諸機関の能力や役割分担、同市の地盤沈下対策の実施状況や課題等の情報を整理・分析する。その後、国内調査業務では、第 1 回現地調査結果を踏まえ、他の調査団員と協議し、プロジェクトの実施体制（案）や協力内容（案）を検討する。その後、第 2 回現地調査において、先方関係機関とプロジェクトの実施体制及び活動内容について確認･協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議･調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026 年 8 月上旬～2026 年 8 月中旬）

① ベトナム側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」を理解する。

② 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ベトナム側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。

③ 以下の協力を含め、過去に JICA が実施した協力を理解する。

ア） 「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクト」

イ） 「ホーチミン市給水改善調査」

ウ） 「日本の配水マネジメントを核としたホーチミン市水道改善事業準備調査（PPP インフラ事業）」

④ ホーチミン市における地盤沈下とその要因としての地下水揚水に関連する既存データ・先行研究の把握を行う。加えて、地下水過剰揚水以外の要因（自然圧密・ビル荷重など）に係る調査状況やその主張についても情報収集を行う。

⑤ 宇宙航空研究開発機構（JAXA）や国土地理院、本邦及びベトナムの学識経験者・研究者などの既往の調査・研究結果を把握し、連携可能性を検討する。JICA が別途契約するコンサルタントが主となり情報収集を行うが、適宜、協力する。

⑥ JICA による対処方針（案）の作成に協力する。

⑦ 対処方針会議等に参加する。

（２）第 1 回現地業務（2026 年 8 月下旬～2026 年 9 月上旬）

① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。

② ベトナム側関係機関や学識経験者（ホーチミン工科大学を想定）との協議及び現地調査に参加する。協議や現地調査においては、担当分野の観点から情報収集や見解の提示を行い、論理的な結論が見出せるように支援する。協議議事録を作成する。

③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報･

資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア） 以下の組織を含め、プロジェクトに関係すると思われる組織を洗い出し、各組織の概要、プロジェクトとの関連性を把握する。それぞれの組織の業務所掌、業務の実施状況、予算（可能であれば地盤沈下対策に関する施策に対する予算）、組織図、人員体制、保有データ、地盤沈下問題に対するスタンスなどの基本情報を調査するとともに、業務実施にあたってのキャパシティや関係者相互の利害関係も確認する。また、本プロジェクトとの関わり方について整理する。SAWACO 以外は、JICA が別途契約するコンサルタントが主となり情報収集を行うが、適宜、協力する。

- ホーチミン市農業環境局（DAE）
- ホーチミン市人民委員会
- 農業環境省（MAE）
- 水資源管理局（DWRM）
- 南部水資源調査・計画局（DWRPIS）
- ホーチミン市水道総公社（SAWACO）

イ） ホーチミン市において、自然圧密や都市荷重による地盤沈下があるとの指摘を裏付ける調査や現場状況などについても把握する。

ウ） ホーチミン市における地盤沈下の現状や経年変化の傾向、沈下が著しい地域の特定、被害状況等について、最新の情報を調査する。その上で、地盤沈下対策に関するベトナム側の取組状況とその効果、取り組みにあたって直面している課題、技術協力のニーズを把握する。

エ） ホーチミン市内の地下水利用（地下水揚水井戸の数、地理的分布、用途、井戸深度（帯水層）の現状を確認し、井戸や揚水量の把握に関するベトナム側の取組状況と課題、未登録井戸の存在状況や考えられる登録促進方法、地盤沈下対策を進める上で重点的に対象とすべき帯水層や地下水利用者の属性を調査する。

オ） ホーチミン市における地下水位及び地盤沈下のモニタリング状況を把握し、課題とニーズを分析する。特に、人工衛星（合成開口レーダー（SAR）衛星）を用いた地盤沈下観測の実施状況、地盤沈下観測井や水準測量を用いた継続的な計測の有無、モニタリングデー

タの集約や解析の状況、モニタリングの継続性について把握する。

カ） ホーチミン市内の主要な工業団地や大規模な地下水利用者を把握できるかどうか、情報の賦存状況を確認する。

キ） 3 か所程度の規模が大きな地下水揚水事業者（工場、官庁、ホテル、商業施設等）を視察し、実態調査を行うに当たっての障害、留意事項、調査すべき項目、調査方法等を整理する。また、水道水を使わず地下水を利用している理由を確認する。ベトナムで地下水揚水規制を行っている機関（ホーチミン市人民委員会等）に協力を仰ぐこととする。

ク） ホーチミン市における水資源・地下水利用・管理や過剰揚水防止、地盤沈下緩和に係る政府政令・法制度・政策を把握する。これらの政策（特に地下水の揚水規制）の実効性を調査し、課題とニーズを分析する。JICA が別途契約するコンサルタントが主となり情報収集を行うが、適宜、協力する。

ケ） ホーチミン市の給水状況（水道水、地下水、その他の水源からのそれぞれの供給量等）及び現在と将来の水需要、水需要の増加に対する対応策（開発計画等）を把握する。

コ） 地下水揚水規制を行う上で必要となる地下水の代替水源（表流水（上水道、工業用水道）、排水の再利用、漏水の削減、水需要の抑制、等）として考えられる選択肢を検討し、それらに対するベトナム側の取組状況、課題、ニーズを把握する。

サ） ホーチミン市水道総公社（SAWACO）の水道事業の概況及び今後の事業計画を把握し、課題とニーズを分析する。特に、地盤沈下が激しいエリアにおける水道水供給の状況、地下水利用者に対する水道水転換の働きかけの状況、水圧不足など地下水利用から水道水への転換を阻害していると考えられる要因を把握する。水道の供給量増加（新規水源開発を含む）、普及率向上、水圧の改善、漏水削減など、地下水から水道への転換を促進するために必要と考えられる施策に向けた SAWACO の取り組み状況を調査する。現状の把握に際しては、契約後に JICA が提供する「クラスター事業戦略『水道事業体成長支援』進捗モニタリングシート」を活用するとともに、最新の財務諸表を入手し、JICA がクラスター事業戦略の進捗モニ

タリングに用いている 25 の指標を可能な限り収集する。

シ） ホーチミン市内の抜けあがり等の建築物やインフラへの被害に対する対策の実施状況と課題を把握する。

ス） 上記ア）～）全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析を行う。加えて、支援対象国・地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析を行う。なお、同情報を収集する際は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」（和文：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf、英文：https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water_eng.pdf）を参照する。さらに、JICA から配付資料として、「ジェンダーに係る詳細計画策定調査での調査項目案」を提供する。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況（例えば、実施機関職員や管理職の男女別割合や人材育成における女性参加率など）や取組の可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組を反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

① 社会・ジェンダー分析を行う。

② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

③ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討・設定する。

④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

セ） ス）の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案を行う。

（３）第 1 回整理・第 2 回準備業務（2026 年 9 月下旬～2026 年 10 月下旬）

① 帰国報告会に参加し、第 1 回現地調査の結果を報告する。

② 第 1 回現地調査を踏まえ、担当分野に係る本事業の協力枠組み（案）の作成に協力する。他団員と共に、プロジェクトの対象地域、実施体制、成果、活動内容等の案を検討する。また、パイロット活動について検討する。

③ JICA による対処方針（案）および協議議事録（Minutes of Meeting、以下「M/M」という。）（案）（英語）および 協力合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」という。）（案）（英語）の作成に協力し、プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。

④ 対処方針会議等に参加する。

（４）第 2 回現地業務（2026 年 11 月上旬～2026 年 11 月中旬）

① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。

② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。第 1 回現地調査や国内調査業務を踏まえ、追加的な情報収集を行う。

③ 第 1 回現地業務や国内調査業務の結果に基づく（３）②及び③の検討結果について、他団員と共にベトナム側関係者と協議し、合意する。また、他団員及びベトナム側関係者とともに、（２）セ）にて提案した活動、インプット、指標を協力枠組（案）に組み込むことを検討する。

④ 担当分野に係る本格調査での現地再委託の調査内容を検討し、現地再委託を請け負う可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。

⑤ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案、R/D 案の作成に協力する。

⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

（５）第 2 回整理業務（2026 年 11 月下旬～2026 年 12 月下旬）

① 事業事前評価表（案）作成に協力する。

② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作

成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データ）

2026 年 12 月 25 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第 1 回現地業務は 2026 年 8 月 23 日～9 月 8 日、第 2 回現地業務は 11 月 4 日～13 日を予定しています。JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 統合水資源管理（JICA）

ウ） 水ガバナンス／組織・制度（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ） 地盤沈下モニタリング・対策／上水道計画（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：あり

オ） 現地日程のアレンジ：初回の面談は JICA がアレンジしますがその後の現地調査のアレンジはコンサルタントにて対応をお願いします。

カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ベトナム国ホーチミン市地盤沈下対策に係る調査　報告資料

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・「ジャカルタ地盤沈下対策プロジェクトファイナルレポート

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000049029.html

（３）その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳

細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上